

兵庫県条例第 号

水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「ボートを」を「ものを」に改め、同条に次の2号を加える。

(11) 動力船 推進機関を有するプレジャーボートをいう。

(12) 動力船の操船 推進機関を用いて推進させる方法により動力船を操船することをいう。

第6条第3項中「警察官」の右に「又は海上保安官（以下「警察官等」という。）」を加える。

第8条第4号中「第16条」を「第18条」に、「第17条」を「第19条」に改める。

第9条第3号中「酒に酔った状態その他の」を「アルコールの影響その他の理由により」に、「と認められる場合には、」を「おそれがある状態で」に改める。

第13条第1項第1号中「及び第15条」を「並びに第15条及び第16条」に改め、同項第4号中「警察官」を「警察官等（当該水難事故等が海域及び海浜以外の海域等におけるものである場合にあっては、警察官。次項及び次条第3項において同じ。）」に改め、同条第2項中「警察官」を「警察官等」に改め、同条第3項第3号中「酒に酔った状態その他の」を「アルコールの影響その他の理由により」に改め、「がある」の右に「状態にある」を加え、同条第4項中「前項各号」を「第3項各号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 プレジャーボートが動力船である場合における前項の規定の適用については、同項第3号中「アルコール」とあるのは、「酒気を帯びた状態又は薬物」とする。

第14条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「機関を用いて推進するプレジャーボート」を「動力船」に改め、同条第3項中「警察官」を「警察官等」に改める。

第15条第1項中「にプレジャーボートを接近させる」を「の付近においてみだりにプレジャーボートを疾走させ、急転回させ、縫航させる」に、「危険を及ぼす」を「対して危険を覚えさせるような」に改める。

第25条中「第21条」を「第24条」に改め、同条を第31条とする。

第24条中「第17条」を「第19条」に、「第16条」を「第18条」に改め、同条を第30条とする。

第23条第1号を次のように改める。

(1) 第17条第1項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者

第23条第2号中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第29条とし、第22条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

第28条 第15条第1項の規定に違反した者（動力船の操船により同項に規定する行為をした者を除く。）は、50万円以下の罰金に処する。

第21条の前の見出しを削り、同条を第24条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定に違反した者（動力船の操船により同項に規定する行為をした者に限る。）

(2) 第16条第1項の規定に違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合においてアルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態にあったもの

(3) 第16条第2項の規定に違反した者（薬物の影響により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をした者に限る。）

第26条 第16条第1項の規定に違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役又は30万

円以下の罰金に処する。

第20条を第23条とし、第19条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例の適用除外)

第22条 水難事故等の防止に関し、この条例の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している公安委員会規則で定める市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、公安委員会規則で定める。

第18条中「第16条」を「第18条」に改め、同条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(酒気帯び操船等の禁止)

第16条 何人も、海域等において、酒気を帯びた状態で動力船の操船をしてはならない。

2 何人も、前項に定めるもののほか、海域等において、薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をしてはならない。

3 何人も、前2項に定めるもののほか、海域等において、アルコールの影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態でプレジャーボートの操船をしてはならない。

(危険防止の措置)

第17条 警察官は、動力船に乗船し、又は乗船しようとしている者が、前条第1項の規定に違反して動力船の操船をするおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。

2 警察官は、プレジャーボート操船者が前条の規定に違反してプレジャーボートの操船をするおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまでプレジャーボートの操船をしてはならない旨を指示する等、海域等における危険を防止するため必要な応急の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年兵庫県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第19条第1項中「又は第8条の規定」を削り、同条第2項を削る。

第20条中「、第18条又は前条第1項(第4条第6項に係るものに限る。)」を「又は前2条」に改める。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。